

## 議第36号

## 滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例

滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第20条」に、「第23条―第25条」を「第21条・第22条」に、「第26条・第27条」を「第23条・第24条」に、「第28条」を「第25条」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 環境こだわり農業 次に掲げる農業をいう。

ア オーガニック農業（化学合成農薬および化学肥料を使用しないことならびに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方式を用いて行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理して農作物を栽培するものをいう。）

イ 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するもの（アに掲げるものを除く。）

第13条第1項中「生産計画に従い農産物」を「農産物」に、「当該生産計画に従い生産されたものである」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 対象農作物に係る農産物であって、当該対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上のものであること。

(2) 次に掲げる要件を満たす栽培方法により生産された農産物であること。

ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。

イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。

ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。

エ 地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

第13条第2項中「当該生産計画に従い生産された」を「前項各号に掲げる基準に適合する」に

改める。

第14条および第15条を削り、第16条を第14条とする。

第17条中「、規則で定めるところにより知事の承認を受けて」を削り、同条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条の見出し中「または承認」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「または第17条の承認を受けた小分け業者（以下「承認小分け業者」という。）」を削り、「認証または第17条の承認」を「認証」に改め、同項第2号中「第13条第1項第2号もしくは第15条第1項の認定もしくは」および「または第17条の承認」を削り、同条第2項中「および承認を取り消された小分け業者」および「または承認」を削り、同条第3項中「または承認」を削り、同条を第17条とする。

第20条第1項中「、計画認定農業者等」を削り、「承認小分け業者」を「第15条の規定により第14条第1項の表示を付した小分け業者」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

第23条第3項第1号中「第14条第2項第1号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条第4項中「第14条第2項第1号ア」を「第13条第1項第2号ア」に改め、第4章中同条を第21条とし、第24条を第22条とする。

第25条を削り、第5章中第26条を第23条とし、第27条を第24条とし、第6章中第28条を第25条とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第13条第1項の認証を受けている農産物または同項の規定によりされている認証の申請は、それぞれ改正後の第13条第1項の認証を受けている農産物または同項の規定によりされている認証の申請とみなす。